

令和2年度 生活支援コーディネーター設置業務委託
(第1層・第2層) 仕様書

1 委託の目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する専業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

2 委託契約期間

契約締結日から令和 年3月31日まで

3 担当地域

第1層：市内全域

第2層：

4 根拠法令等

業務実施にあたり、仕様のほか 市生活支援体制整備事業実施要綱を根拠とする。

5 業務内容

次の各号に定める業務を行政区域で主に担当する第1層生活支援コーディネーター及び、市内中学校区 のうち、 エリアにおける業務を担当する第2層生活支援コーディネーターを1名配置する。ただし、第1層と第2層コーディネーターを兼務で担当しても良い。

・第1層コーディネーターの業務

(1) 資源開発

ア 地域に不足するサービス及び支援の創出

イ 元気な高齢者等が担い手として活動する場の確保

(2) ネットワークの構築

ア 関係機関の情報共有

イ サービス提供主体間の連携体制づくり

(3) 地域の支援ニーズとサービス提供主体における活動のマッチング等

(4) 第2層コーディネーターが担当する地域情報等の確認・管理を第2層コーディネーターと協力して行う。

(5) 生活支援サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報共有及び連携強化の場として協議体会議を開催する。

- (6) コーディネーター間の情報交換や資質向上のために市が毎月1回程度開催する定例会議への参加。
- (7) 担当地域の第2層コーディネーター業務（別表）
- (8) その他必要に応じて、市と協働して決定した業務。

6 コーディネーターの要件

コーディネーターについては、特に資格要件等は設けないが、活動するにあたっては、次の号に定める内容を遵守すること。

- (1) 所属する法人等の利益によることなく、また、特定の政党、業種、宗教等に偏ることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な立場で活動を行う。
- (2) コーディネーターは、退任された時点で国や都道府県が実施する研修を受講していない場合は、速やかに当該研修を受講し、資質の向上に努める。
- (3) コーディネーターは、協働体に構成員として参加する。
- (4) 個人情報保護及び守秘義務に関する対応を適切に行うこと。なお、守秘義務については、業務が終了した後についても同様をすること。

7 コーディネーターの配置場所

原則として、委託した団体の事業所内に配置する。

8 実施体制

業務時間は、上記委託期間内で、おおむね週30時間とする。なお、休日は、市のために条例に規定する休日を基準とする。

9 委託料

(1) 事業における委託料の支払いに関する事項は、委託契約書に定める。

(2) 次のア、イに規定に該当する場合、委託料の戻入を行う。なお（ ）内は、戻入額の算出の考え方とする。

ア 仕様書に規定される実施体制をやむを得ない事由により満たさなかった場合（契約金額を9で除した額に現にコーディネーターを配置しなかった人時間を常時、その金額を仕様書に定めるコーディネーターを配置すべき当該付き分の人時間で除した額）

イ その他、受注者の責に帰すべき事由により、本仕様書に規定される事項を満たさなかった場合（その機関等により算出される額）

10 関係書類の提出

受注者は、本事業の遂行にあたり、本仕様書の内容に基づき次の書類を作成し、提出するものとする。様式は、発注者からの指示がないものは任意とする。